

司法院釈字第 549 号（2002 年 8 月 2 日）\*

争 点

労働保険の保険料の徴収等に関する法律にいう労働保険の遺族手当金を受け取る規定が違憲か。

（勞保條例就勞保遺屬津貼受領之規定違憲？）

キーワード

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労工保険条例)、労働保険（労工保険）、遺族手当金（遺族津貼）、保険給付（保険給付）、保険料（保費）

**解釈文：**労働保険は、国家が憲法第一五三条にいう労働者の保護、また憲法第一五五条、憲法追加修正条文第十条第八項にいう社会保険制度を実施する基本国策を実現するため設けられた社会安全措置である。保険基金は、被保険者の納めた保険料、政府からの補助および事業主の分担額からなり、被保険者の私産ではない。被保険者が死亡した場合、その遺族が受け取れる手当金は、性質上、所得に代替するものであり、遺族

が生活において頼りのない状況に陥るのを避けるため用いられるものである。遺族の中に扶養される必要のある者を基本とすべきであり、法律により承継する遺産とは異なる。労働保険条例第二七条は、「被保険者の養子は、その養子縁組の届出の期間が保険事故の発生から遡って六ヶ月に満たしていない場合、保険給付を受け取る権利がない」と規定している。これは、確かに社会安全、また詐欺による保険給付の防止を推進する

---

\*翻訳者：王萱琳

意味を有する。また同条例第六三条から六五条まで遺族手当金に関する規定は、人倫関係と遺族扶養に基づく原則であるにもかかわらず、国家は生存・後見義務を負う憲法上の趣旨を貫徹し、また養子とその他遺族が確かに被保険者の生前に扶養されていたこと、且つ生活能力のない事實を兼ねて考慮したうえ、労働保険条例第二七条、および第六三条から六五条までの規定は、本解釈が公布される日から二年内に修正すべきである。また上述した解釈の趣旨に基づき、遺族手当金等の保険給付をこの関係事項に及ぼさせ、関係のある国際労働公約及び社会安全、たとえば年金制度などを全般的に検討したうえ設計すること。

**解釈理由書：**労働保険は、国が憲法第一五三条にいう労働者の保護、また憲法第一五五条、憲法追加修正条文第十条第八項にいう社会保険制度を実施する基本国策を実現するために設けた社会安全措置である。社会保険の一種であり、労働生活を保障し、社会安全を促進するためにある。社会保険

の提供する保障は、国際公約および各国の制度により一般的に二種類に分けられる。一つは金銭補助であり、もう一つは福祉サービスである。金銭補助は被保険者が年取り、障害、死亡、病気、生産・育児、仕事による傷害または失業に陥るため所得を失う場合における金銭給付である。この類の金銭給付は所得維持、所得代替の機能を備える。社会福祉は、例えば入院看病、医療関係、リハビリ援助等を直接に提供するものである。学問上は「実物給付」を称する。上述した各項目の給付およびサービスを負担する社会保険基金の由来は、被保険者の納めた保険料に限らないのである。わが国の現行労働保険制度制度も同様である。労働保険条例第四章の規定により、被保険者またはその受取人に提供する保険給付は、生産・育児、傷害・病気、医療、障害、年取り、死亡などを含む。労働保険の保険料は、同条例第一五条の定める比例により、被保険者、保険に入る部門による分担、および中央政府と直轄市政府による補助からなる。

保険事故が発生した場合、被保険者またはその受取人の受け取る保険給付は、労働保険が創立されるとき政府の出した一時金、当年度の保険料とその法定果実による収入、保険給付による支出の残高、保険料の滞納金、基金による収益などからなる労働保険基金より納める（労働保険条例第六六条を参照のこと）。そのため、保険給付になる保険基金は、被保険者の私的な財産ではない。被保険者が死亡した場合、同条例第六三条の規定する遺族の所得する手当金は労働保険機関がそれぞれの遺族を後見するため考えた設計である。その生活において頼りになるものを失うのを避けるためである。したがって、遺族の手当金は、法律により承継した遺産とは異なるわけである。上述した遺族の範囲は、民法第一一三八条でいう遺産承継人とも異なる。

労働保険条例第二七条は、「被保険者の養子は、その養子縁組の届出の期間が保険事故の発生から遡って六ヶ月に満たしていない場合、保険給付を受け取る権利

がない」と規定している。縁組の届出が六ヶ月に満たすことを保険給付の受け取りの制限として規定することは、保険給付を詐欺するのを防ぐ意味を含んでいる。しかしながら、国家が生活能力のない者に援助・救済を負う義務という憲法の趣旨を貫徹するために、裁判所により養子を認められ後、確かに被保険者の生前において扶養されていたこと、且つ本人には生活能力のないという事実を以って、遺族手当金を請求する要件とすることは、もっと労働保険条例でいう遺族手当金制度の設計に一致する。また、同条例第六三条および六四条でいう遺族手当金は、配偶者、子供、父母、祖父母に対して人倫関係に基づき、一律に同条例第六五条より順番に受け取ることができる。その他の孫と兄弟姉妹は、被保険者により扶養される事実のある場合に限り、始めて給付を受け取ることができる。これは、後見すべきである被扶養遺族原則に基づいたものである。しかしながら、上述した規定である遺族の受け取れる遺族手当金は、そもそも被保険者が生前において

その遺族を扶養していた生活費のために設けた規定であり、それを以って住む場所を失い、生活を絶境に陥ることを免れるため考えたものである。そのため、その遺族手当金を請求する場合にも、同じく被保険者の生前に扶養されていた生活能力のないという事実を要件とすれば、始めて上述した憲法の趣旨に合致することになる。労働保険条例第二七条、また六三条から六五条の規定は本解釈が公布される日から二年内に修正すべきである。また上述した解釈の趣旨にしてがって、遺族手当金等の保険給付およびこの関係する事項について、国際労働公約および社会安全、例えば年金制度などを参考にし、全般的に検討したうえで設計すること。

本解釈は、陳計男大法官、施文森大法官、黃越欽大法官、孫森焱大法官によるそれぞれの補充意見書がある。